

○議長（茅沼隆文）

それでは、続いて、山田議員、どうぞ。

○２番（山田貴弘）

皆様こんにちは、２番議員、山田貴弘です。

先に通告いたしました１項目の様々な災害（地震・水害・噴火等）に対する避難行動の取り決めは万全か。について、質問をさせていただきます。

災害対策基本法とは、昭和３６年、１９６１年に公布され、様々な災害対策の基本的なことを定めた法律であります。

この法律は、大きな災害に対処するためにその都度改正され、平成２５年に大きく改正されている状況であります。この法律の狙いとするポイントを整理しますと。

①災害発生の場合の被害の最小化と迅速な回復。

②国（基本計画の作成の義務）、地方公共団体（防災計画の作成の責務）だけでなく住民も自発的防災活動を促進（法令、防災計画に協力の責務）。

③人の生命、身体を最優先して保護。

④被害者の年齢、性別、障がいの有無、その他の事情を踏まえた援護と考えるが、この法律に対する町の見解と次の項目について問いたいと思います。

①災害の定義（異常な自然現象）に対応した個別の避難勧告・指示基準の策定の状況は。

②県管轄の河川に設置されている、避難判断の指標となる水位計設置状況および情報の収集状況は万全か。

③河岸浸食による氾濫や浸水対策として、堤防の強化を目的とした小田原市を終点とした右岸道路の計画要望の提案を。

④災害時優先電話である公衆電話の設置場所をハザードマップ等に掲載、あわせて、避難場所への設置の促進を。

⑤自治体が出すべきは、状況通告型の情報、それを基にした自助活動の強化を。

以上、登壇からの質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、山田議員の御質問にお答えをいたします。

災害対策基本法の目的は、国民の生命、身体及び財産を災害から保護することで、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することとしております。

ポイントとしては、一つとして、国、都道府県、市町村、指定公共機関及び住民等の防災に関する責務の明確化。

二つとして、国の中央防災会議、都道府県、市町村の防災会議、災害対策本部などの防災に関する組織に関する総合的防災対策の整備。

三つとして、国の防災基本計画、都道府県、市町村の地域防災計画の策定などの計画的防災行政の整備。

四つとして、災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとの災害対策の推進。

五つとして、激甚災害に対処する財政援助措置等。

六つの災害緊急事態に対する措置などが記載されております。

町としてもこれらの災害対策基本法の主旨を踏まえ、これまで防災対策を進めてまいりました。

また、平成25年には東日本大震災の課題を踏まえて、災害対策基本法の改正が行われました。改正のポイントとしては、一つとして、大規模広域な災害に対する即応力の強化。二つとして、住民等の円滑かつ安全な避難の確保。三つとして、被災者保護対策の改善。四つとして、平素からの防災対策の取り組みの強化などが示されております。

町としても、これらの法改正を踏まえ、四つのケースからの防災への組織の強化において、基本理念の明確化として記載しております。

災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針としております。また、地域防災力の向上のためには、「自助」「共助」の強化が重要であることから、防災訓練等において「自分の身は自分で守る。みんなの町はみんなで守る。」の観点で「自助」については、家庭・地域での訓練、「共助」については、町内全自主防災会での訓練、広域避難所開設運営訓練の充実などを実施してきました。

それでは、一つ目の御質問、災害の定義（異常な自然現象）に対応した個別の避難勧告・指示基準の策定の状況について、お答えをいたします。

避難勧告・指示等については、開成町地域防災計画において地震、火災、浸水等の災害から人命の保護、災害の拡大防止のため、町民の安全確保において必要と判断した場合、町民に対して避難勧告、指示等の実施、警戒区域の設定、広域避難所の開設、避難誘導などについて定めております。

特に水害については、避難行動の問題や避難の遅れ等により、全国的に多くの犠牲者が発生していることから本町においては、地域防災計画及び平成26年策定の避難勧告等の判断・伝達マニュアルにおいて、避難準備情報の発表、避難勧告及び避難指示の発令の基準を定めております。

地域防災計画においては、水害時の避難準備情報の発表、避難勧告及び避難指示の発令は、神奈川県の水位情報等の基準を参考に気象庁が発表する今後の気象予報および危険個所の巡視等からの報告を踏まえて総合的に判断し実施することとしております。

また、避難勧告等の判断・伝達マニュアルにおいて、洪水予報河川である酒匂川、水位周知河川である要定川などについて、水位観測所の水位を基に、避難準備情報の発表、避難勧告及び避難指示の発令の基準を定めております。

次に、二つ目の御質問、県管轄の河川に設置されている、避難判断の指標となる水位計設置状況および情報の収集状況は万全か。についてお答えいたします。

県管轄河川における水位計の設置状況は、酒匂川については、開成町に關係する水位観測所としては、松田水位観測所及び富士道橋水位観測所が該当し、要定川につい

ては、土堀田橋水位観測所が該当します。

いずれの観測所においてもインターネット環境において、神奈川県水位情報から 10 分～15 分ごとの水位情報の収集を行うことができます。

また、定点カメラも観測所の位置に設置されており、映像で観測所付近の状況をリアルタイムで把握することができます。

台風接近時等に酒匂川等の実際の水位、危険個所の状況を目視で確認するため、職員によるパトロールや消防団員による監視を実施し、水位の上昇に備えております。

そのほか、上流域の状況把握については、鮎沢川や酒匂川上流の水位観測所の水位が上昇した場合や 1 時間雨量が 30 mm 以上を観測した場合、また、静岡県御殿場市や小山町に大雨警報、大雨注意報などが発令された場合には、神奈川県安全防災局安全防災部災害対策課から酒匂川流域市町村及び県西土木事務所、県警察など関係機関に「酒匂川の雨量・水位・気象情報」の提供があり、これにより、酒匂川上流の情報収集に努めております。

次に、三つ目の御質問、河岸浸食による氾濫や浸水対策として、堤防の強化を目的とした小田原市を終点とした右岸道路の計画要望の提案について、お答えをいたします。

酒匂川の堤防を利用した道路計画や構想は、現在はありません。ただし、いわゆる（仮称）酒匂川左岸道路に対する酒匂川右岸側における広域的な道路については、神奈川県が策定したかながわ都市マスタープラン・地域別計画などにおいて構想があり、県西 2 市 8 町で平成 26 年 10 月に策定した県西部都市圏交通マスタープランの中でも、山北町内の国道 246 号から開成町・南足柄市との行政界付近を経て南足柄市内を通り、小田原環状道路（都市計画道路穴部国府津線）に接続する方向で位置付けがされております。従って、酒匂川右岸の堤防を利用した右岸道路計画の要望は、着眼点は大変参考になりますが、残念ながら現状では困難と考えております。

しかし、近年全国各地で水害が頻発している中、酒匂川の堤防の強化は必要であります。県においては、河川法に基づき基本方針を定めて整備を進めておりますが、より高規格で災害に強い堤防の整備・改修を、酒匂川流域の市町と連携を図り、県に要望していきたいと考えております。

次に、四つ目の御質問、災害時優先電話である公衆電話の設置場所をハザードマップ等に掲載、あわせて、避難場所への設置の促進について、お答えをいたします。

災害時の情報伝達手段として、NTT 東日本と協力をし、災害用特設公衆電話を幼稚園、小学校、中学校などの広域避難所および自治会館、公民館、公会堂などの地域避難所など 20 カ所に配備できるよう回線を整備しております。

現時点での回線の未整備箇所は、開成南小学校と吉田島高等学校であります。今後とも引き続き整備を進めていきたいと考えております。

また、災害時公衆電話の設置位置については、周知方法について今後検討していきたいと考えております。

次に、五つ目の御質問、自治体が出すべきは、状況通告型の情報、それを基にした

自助活動の強化を。についてお答えをいたします。

現在、町では台風の接近などの際、防災行政無線を通じて、町民の皆さんなどに今後の台風の最接近の時間や被害の発生を防止するため、水路の堰板の撤去や強風に対する注意喚起を実施しております。

町民に対する自助、共助への取り組みの強化策として、平成25年に全世帯に開成町防災ガイドを配布し、地震、風水害、火災など災害ごとの備え、災害発生時の対応について、自助、共助の強化の観点から防災対策について啓発をしております。

町民一人一人が、災害から身を守るために、身近にどんな危険があるのか理解をし、災害時にどのような避難行動を取れば良いのか、日頃から考えられるように今後とも防災訓練や講演会、広報活動など様々な手段により、自助活動の啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

町長答弁である程度の質問に対する見解が述べられました。

災害対策基本法の改定にたって、自分なりに法律をひもときながら、国はどのような方向性にもっていくのか。また、地方自治体はどのような形で町民に対する誘導をしていくのかというので、読み砕きながら、いろいろと勉強させてもらったのですが、内容的には幅が広いんですよ。なかなかどういうことを言いたいのかというような形の中で、自分なりに整理した中で、ポイントを冒頭に述べさせていただいたところですが、その部分については、4点、強調した中で、言わせていただいているところなのですが、町長答弁の中には、改正のポイントとしてということで、四つのポイントを述べていただいているところなのですが、その中で自分と違う部分があったなというところがあるのですが、国が強調しているのは、公助の部分ですね。自助、共助というのは、地元に戻して、中で防災を強化していくという、公助の限界があるという中で、自分が冒頭に述べたのは、住民も自発的防災活動を促進ということで、住民等の責務、先程言った、自発的な防災活動の促進ということを上げているのですが、そこら辺、大変防災に対しては、今後重要になるポイントだと思っているんですよ。そこら辺が町と相違してしまうと、やはり公助の限界というのが、自分からすると、見えていると思っていますので、そこら辺の見解、なぜポイント、町長答弁の中でそれを言わなかったのか。それは当たり前なんだよという考え方もあるとは思いますが、国では、そこら辺を強化していきなさいよというのを法律の改正の中で言っているんだなとは自分は解釈したんですがそこら辺の1点疑問が出たということと。

もう一点、災害対策基本法の中に、新しく基本理念というものが、条項としてプラスされたんですよ。その基本理念というものが新設されたということは、そこを重要視しながら、防災対策をとりなさいということ国から言われているのではないかなと思っていますところなので、そこら辺どのように町が考えているのか、答弁をいた

だきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

それでは、山田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の公助には限界があり、自助、共助、そちらの部分の協調という部分でございます。実際に議員が御指摘のように、基本理念の明確化ということで内容がございまして、最初の町長答弁の中では、こちらの内容につきましては、表現といたしまして、役割の明確化ですとか、その基本理念を位置付けたということでお話はさせていただいております。ただ、内容の詳細につきましては、御説明の中で改正のポイントとして、四つ目の平素からの防災への取り組みの強化という中で、減災という部分もありましたけれど、その減災の中にもあわせて、基本理念の明確化の中で減災というのが含まれております。さらに自助、共助、こちらの町等ですとか、公共団体等が行う公助については、こちらは限界があるので、自助、共助、住民の方お一人お一人が自発的に行動を行うですとか、自主防災組織等の共助、こちらのほうが非常に重要ということも述べておりますので、表現としてそこまで表現として至ってはおりませんけれども、その部分につきましては同じような考え方につきまして踏まえて減災に結びつけたいと考えております。

2点目の人命の保護という、その基本理念の中での部分というのでございましたけれども、こちらにつきましてもあわせて、先程お話しいたしました、平素からの防災の取り組みの中での基本理念の明確化というところがございまして、この基本理念の明確化の4項目めに、災害応急対策時における人命の保護という中で、人の生命、身体の保護が最も優先してなされるべきという記載がございまして、このあたり、これは当然町の防災に関しても最重要課題として押さえていかなければいけないものだと認識しておりますので、そちらも踏まえて、表現としてはそこまで至っておりませんけれども、それは含んでの表現ということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

確かに言葉を読み砕いていくと、その言葉の中に盛り込まれていると、答弁は通用するのかもしれないですけども、発信する側からしてみると、そんな難しいことを言わなくて良いのですよ。自分の身は自分で守るんだよというものが明確に町民に分かるような発信していかなければ、これは早い話が、絵に描いた餅ではないですけども、法律を読み砕いていけば、いろいろなものがまじって、完璧なものになっているのだと思うのですけれども、いざ実際に行動を起こそうというときに、その理念が通用するかどうかというところが一番重要になってくると思うので、そこら辺啓発を今後していかなければいけないと思うのですけれども、理念にのっとった中でや

っていかなければいけないのですけれども、それは町民にとって、分かりやすい形の中で、常日頃発信していただきたいと思います。

先程の町長答弁を見ていると、自分でも聞いていて、分かりづらいというところがあるのですが、ぜひそこは今後活動する中でフォローしていただきたいと思います。

あと気になる答弁のところなんですけれども、5番目に挙げている、今後については、自治体が出すべきは、状況通告型の情報をもっと発信、発すべきではないかという質問の投げかけをしているのですが、あまり町長答弁の中では、明確な回答が返ってきていないなという、普段台風が来る前に、防災無線で周りにはあるものは片づけてください程度の発信なのかなという解釈したのですが、今後重要になってくるのは、現在、どういう状態になっているかというのを町民に発信するというところがすごく重要だと思っているのですよ。

近々の災害であれば、福井県で大雪により国道で車が動けなくなってしまって、何日もトラックの中にいた、車の中にいったというような震災がありましたよね。

東京地区でいえば、首都高速、トンネルを出たところで凍結してしまって、トラックが立ち往生して、トンネルの中に閉じ込められたというような災害の事例がありました。あのときに、仮に当事者になった場合に、どのようなことを考えるのかというように、立ち位置をもってみると、不安なのです。また、車からいなくなればいいのか、地上に出ればいいのかと思っても、30分後、1時間後に動き出すのではないかとということで、車内に閉じ込められると。いなきゃいけないという状況に陥ったときに、自助の、要するに自分の判断で行動をどのように防災に対して起こしていくかというときには、やはり防災無線等をつかった中で、町が当然これは事前の、水害でいえば、水位の状況を知らせたりとか、いつもと違う状況が回りで起きているのだとか、そういうのも必要なんですけれども、現在、こういうことが起きているということを、防災無線なんかで、もう少し発信してもいいのかなと思っているんです。その中で提案をしている状況通告型の情報をもっと発信していくべきではないかなということで提案しているので、そこら辺を踏まえた中で、答弁を再度いただきたい。そのように思っています。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

それでは、山田議員の御質問にお答えします。

状況通告型の情報提供ということで、例えば、開成町に置きかえますと、雨の降り方によっての水位上昇ですとか、そういった部分の情報ということでのお話でございます。

上流の水位観測所等の情報等は入ってきております。ただ、現時点において、雨の降り方によって、どれだけ上昇してくるとか、その辺の予測等、それから、上昇に何時間ぐらい上昇するのかというような、その辺の詳しいデータの蓄積という部分で、

もう少し必要な部分があるのかなというところがございます。

議員の御指摘につきましては、町民の皆さんの意識を高めていく上で、非常に貴重な御意見ということで承ります。今後、その辺の状況通告型の情報提供がどのような形でできるかどうか、そのあたり、また調査、研究させていただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

ぜひとも、町民というのは意識的に、行政が危ないと言わなければ、危なくないんだと思ってしまうところがあるのですよ。そういう部分では、自分の判断で、自分で行動できるようなシミュレーションで今後必要だと、大変重要だと思ってくると思うので、何でもかんでも町が皆様を守る。完璧に守れるんだよとは思わないで、自発的にできるような体制づくりというのが今後必要だと思うので、その部分では、情報提供をぜひ今後、率先してやっていっていただきたいをお願いします。

それと今、渡邊課長の答弁の中で、これは酒匂川の部分で、水害に対して限定した中で聞かせていただきます。

答弁の中では、酒匂川の水位、それを計測する水位計設置状況は、開成町に関係する地域観測所としては松田水位観測所とあの富士道橋というような答弁がされております。富士道橋については、小田原市の部分で、松田町というところは、九十間のところにある水位計のことを言っていると思います。

これは私からすると、開成町の横にあるから、開成町の管轄というような重要視されても困ると思うのですよ。どちらかというところ、ここら辺の情報がほしいのは小田原市で、我々がほしいのは、上流部がどのような形の中で、今、水位がなっているのかというのを、逐次把握した中で避難行動を起こし、対策をとっていくという、1分、2分遅れるだけでも、水位というのは急激に上がる場合があるので、判断というのがものすごく重要になってくるので、そこら辺の見解で言わせていただきますと、いずれの観測所もインターネット環境において、10分から15分ごとに、水位状況の収集を行っているという答弁をいただいております。

上流部については、鮎沢川と酒匂川の上流ですよ。これについての情報は、これちょっと長いあれですよ。神奈川県安全防災局安全防災部災害対策課というところから情報の提供があるという答弁をいただいているのですが、片方は、10分から15分と明確な時間が示されていたものを、上流部については、これは県域をまたぐから、なかなか情報が入ってこないのかなと捉えてしまうのですけれども、そこら辺、どのぐらいで情報の把握ができていいのか。開成町にとってはここが重要ですから、決して、九十間のあるところの水位計と富士道橋のところにある水位計は、もう既に開成町を通り過ぎて、流れる水位なので、情報把握という部分では、そこら辺が重要になってくるので、そこら辺のタイムリーの情報、町がどのような形の中で把握し、避難勧告等の判断基準にしているのか。明確にさせていただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

山田議員の御質問にお答えしたいと思います。

先程の御質問のほうに遡るかと思うのですが、最初に言われていた自助につきましては、平成25年に法改正がされて、法律の解釈云々ということに限らず、御案内のとおり、これは東日本を教訓にして改正されたわけですが、実は阪神・淡路のときから、公助による助けられた人の割合というのは数%しかなかったということで、このことから、議員も御存知かと思いますが、自助ということが非常に言われ始めました。あとは減災ですね。全く防ぐということは、なかなか不可能なので、どれだけ災害程度を減らすかということで行ってまいりまして、御案内のとおり、開成町の防災訓練におきましても、先程の前田議員の御質問がございましたけども、まず防災訓練の企画につきましては、防災部長を中心に、地元のどういった防災訓練、地元というか、地域ですね。どういった防災訓練をしたいかというものを出示していただいて、それと町と協議をした中で、それぞれの特色ある訓練をしていただいている。

つまり、まさに議員がおっしゃるとおり、自助という部分を中心とした訓練だと、町も認識しておりますし、また、これからどうしていくかという部分につきましても、もちろん今後につきましても、足りているか足りていないかというのがございましょうから、それは自助というものを、まず基本に、自分の身は自分で守るということを知っていきたくて考えてございます。

それと今、御質問のあった、避難指示云々の基準の部分ですけれども、これはもちろん、先程の課長答弁はちょっと足りなかったかと思うのですが、町というか、神奈川県も案内が足りていないかとは思うのですが、神奈川県水位情報というのは、県境をまたいで、鮎沢川の部分まで全てインターネットで誰でも見られる状況になってございます。

今言った、松田町の観測所ですとか、富士道橋のみだけではなくて、谷峨にもございますし、そのうちの河内側ですとか、ダムももちろんですけれども、そういった部分も、全部一般の方もライブカメラも見られますし、水位情報も見られます。

この10分、15分というのは、そのインターネットの中で更新時間が選べまして、10分ごとの水位の状況ですとか、1時間ごとの水位の状況ですとか、そういったものを選んで見ることもできます。

防災無線では、確かに堰板を外してくれというような部分もちょっと強調されていきますけども、当然こういった時代ですから、もちろん台風ですとかの時は、各自がテレビですとか、そういったメディアを使って情報収集してくれという案内もさせていただいております。

それとその判断にあたっては、こういった、当然、町もそれを注視していますので、松田のそこだけを見ているだけじゃなくて、それとダムの放流の状況も随時入ってきますから、そういったものの判断。それと、あとは過去にも経験上ありましたけれども、民間の気象会社、ウェザーニュースとかありますけど、そういったものの雨雲の



動きですとか、上流部、そういったものを見た中で判断をしております。

具体的には、結果論にはなりますけれども、いつだか、小田原の富水、小田原市が避難勧告を出した事案で、酒匂川も相当水位が上がったのですけれども、町の判断では、上流部が、全く雨がもう降ってこない、やんできている。ダムの放流もおさまっているという形の中で、小田原市は避難勧告を出しましたけれども、開成町については大丈夫だという判断をした中で出さないという経緯もございました。これは結果論になってしまいますけれども、これは基本的に避難せずとも、大事に至らなかったということもございますので、ちょっと答弁が長くなりましたけれど、そういった総合的に常に判断をした中で、町としても情報を発信していくということで御理解いただけたらと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

すみません。先程の県からこちらの町への情報の伝達という、時間のタイミングがよろしいかどうかという、その御質問でございます。それにつきまして、水位情報の状況につきましては、三保ダム管理事務所のほうで水位情報の上昇を観測しましたら、直ちに県の安全防災局に連絡があり、そこから各関係機関に対しましても、あわせてアクセス、それから電話等で連絡がありますので、機械にファクスで送るとか、その辺の時間程度でございますので、タイムロスとしたそれ程、30分とか1時間とか、そんな時間はかかりませんので、その操作程度の時間というような状況でございます。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

今の答弁だと、要するに危なくなったときにファクス等で発信するという解釈ですか。自分が聞いているのは、現在、どういう状況なのかというか、その状況を職員が知るという中で今、上流の部分ではこういう状況になっているのだ。これが何分後に開成町のすぐ横の酒匂川に来るのだと。シミュレーションをするのには、情報をどれだけ町が把握し、提供されているのかというところが肝心だと思うのですよ。開成町の横に来て、自分の目で見て、危ない、危なくないは、これは町民でも分かるので、いち早く避難行動をとるためにはというと、そういうものの積み重ねだと思っているのですが、そこら辺の情報をどういうような形で収集し、タイムリーに把握をしているのかというところが、ちょっと安心できないので、先程の部長答弁の中では、カメラで見られるというのは、これも承知をしているところで質問をさせていただいていますので、町がどのような形でそこら辺をタイムリーに把握しているのかというのが一番重要だと思いますので、そこら辺、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

ただいまの山田議員の御質問に答えいたします。

こちらの危険の事前察知という部分になりますが、先程の部長からの答弁の中にもございましたけれども、上流の水位観測所、その部分での水位の上昇等なついても、町としては、そのあたり当然監視させていただいているところもございますし、あわせまして上流部分の水位が上がってきているという、その情報を受けまして、町の中で、様々な部分で、雨雲の状況もそうですし、水位の上がり方、今後の雨の降り方というの、県からの情報の中にも、気象庁からの情報というのもございますので、こちらも判断しながら、それぞれ収集し得る情報を総合的に判断いたしまして、避難行動とその辺の今後の対策について進めているという状況でございます。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

補足をさせていただきたいのですが、ちょっと解釈の関係上、誤解というわけではないのですが、どういうことかという、当然、町は県なりから情報がきて、云々判断することだけではなくて、いわゆる町としても、先程のインターネット環境ですとか、そういったものの中で常に重視をしていると。

ただ、答弁の中でお答えしたのは、改めて上流で静岡県の小山町ですとか、御殿場市、酒匂川の源流ですけれども、そういったところで警報ですとか、注意報が出た。あるいは1時間30ミリ以上の雨量があったという場合には、改めて県のほうからも、そういった予報が出ていますよという通知が来るということでございますので、御理解をいただきたい。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

そこら辺については、当然、これは危機管理の中で決定されていると思うので、よりリアルに情報を集積した中で、事前に察知して、行動をしていくパターンが一番いいのかなと思いますので、ぜひそこら辺は情報収集能力というものをぜひ日々磨いた中で、体制をとっていただきたいと思います。

今回の質問で、していないから質問をしているのではなくて、やはりそこら辺の仕組みというものを、もう少し町民にアピールしても良いのかなという、こういう形の中での防災対策を行っているのだよというものを、もっと周知しても良いのかなという。だから防災無線で何かを発信した時には、安易に言っているのではなくて、そういうものを蓄積した中で、発信しているのだよということが御理解されると思うので、単なる防災無線で言ったからといって、小田原市ではないですけれども、避難勧告が出ても、避難する人がいなかったなどということがあったらまずいので、そこら辺は常日頃の状況だと思いますので、ぜひそこら辺は強化していただきたいと思います。

それとあと、気になるところがあるのですけれども、危険箇所に対応できるブロックごとの避難行動計画が今後必要ではないのかなと。どちらかというと、今は町全体の中で避難行動という部分でどここの避難所に避難しましょうよとか、そういう行動シミュレーションというのが出ているわけではないですか。やはり我々開成町というのは、後ろ側に酒匂川の堤防というものを背負っていて、仮にこの堤防が決壊した場合に、地区、地区によっては、避難行動が、通常の避難行動と違うのではないかなというところで危惧しているのですよ。

どちらかというと、普段やっているのは地震に対応できるような行動パターンなのかなと。やはりこれは県から出された酒匂川水系酒匂川洪水浸水想定区域図ということで、家屋倒壊等販連想定区域、河岸浸食ということで、赤い色を塗っているところが、ある意味、弱いところだよという解釈をとっているのですが、あくまでこれは想定することはいいことだと思うので、仮にここが想定した場合、決壊しましたというときに、やはり河原町でいえば河原町公会堂に避難した場合に、二次災害というのが起きる場合があるので、そこの赤色の近くの住民は合同庁舎、県西土木事務所が隣に良いものができたので、そこら辺を避難所にするとか、そういうものも考えてもいいのかなというのがあるのですけれども、そこら辺考えて行動計画を練っているのか、そこら辺ちょっと気になりますので、答弁よろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

ただいまの山田議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの酒匂川の洪水に際して、浸水想定区域図等の部分での氾濫が予測される箇所への避難行動ということでございます。当然、議員が御指摘のように、地震と水害といいますと、避難の行動のパターンが変わってきます。水に近いほうに避難するというのは、なかなかそれはあり得ませんので、高い建物ですとか、実際に先程お話のございました河原町という、川に近い自治会であれば、逆に内陸寄りの、例えば文命中学校のように高さのある建物へ避難するとか、そういった部分を今現在の開成町の洪水ハザードマップがございしますが、これを新しい浸水想定区域図にあわせたものを今後、ハザードマップの作成を進めてまいるといような状況でございしますので、こちらの中で避難訓練等も実際に検討させていただきまして、その中を踏まえまして、実際に浸水災害の際の避難場所ですとか、避難するルートですとか、行動のパターンですとか、そういったものにつきましても検証させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

確認なのですが、今現在、そういう個別的な対応、要は危険箇所を重視した中での行動計画というものは持っていないという解釈でいいのか。また、自治会で言え

ば、そこら辺の認識はまだされていないという解釈でいいのか確認をさせてください。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

山田議員の御質問にお答えいたします。

今現在、町民の皆様にお渡しさせていただいている、こちらの洪水ハザードマップ、こちらについては平成21年の県の浸水被害想定に基づきまして作成したものでございます。こちらでは町民の皆様には区域等の避難場所ですとか、避難するところをお示しさせていただいておりますが、その中で今これから新しいハザードマップになりますと、実際にどこかのところに避難するとか、詳しい避難ルートといったものまでは詳細な説明までは入っておりませんので、そのあたりにつきましても実際に洪水の状況によっての避難の方法ですとか、そういったものを実際今のもの以上のものをやはり入れる必要あるのかなと思います。今のところは今こちらにございます、ハザードマップという状況でございます。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

やっているのかやってないのか聞いているので、そこら辺の細かいのはいいです。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

御質問の御趣旨は、例えば、先程の御質問あったように自治会区分でいけば、河原町自治会地域で、こういう行動マニュアルがある。金井島自治会であれば、こういうのがあるよと。そういうのが町としては想定というか、作成しているのかという御趣旨だと思うのですが、それは基本的にはないです。

このマニュアルというのは、特に地域防災計画によって、定めていますけれども、最近のゲリラ豪雨ですとか、酒匂川の洪水も想定した中で、水害に限って、さらに詳細なマニュアルを定めてあるという形でございます。

ここの解釈は、ハザードマップは県の、どこが床上浸水しちゃうよとかという、先程議員のものとあった資料は出したわけですが、仮に酒匂川の堤防が破堤をするといった場合、ケース・バイ・ケースというか、状況だと思うのですよね。どこが破堤するか。そのときの状況になってみないと、なかなか分からない。というのは、県の、これは理屈になりますけれども、基本的には、右岸側の堤防というのは、開成町域については、基本的には既に計画段階にのっとった堤防は完成済みという見解です。それが最近の雨量によっては、それで満足するのかもしれないというのは、議論はございますでしょうけれども。大口のところで、一部未完成というか、修復する必要があるよというところが県の見解でございます。

そうなってくると、基本的に堤防決壊という、洪水という形でいけば、どこがどう

なっているかというのが、なかなか想定しづらい部分がございますので、そのときの状況によって、先程課長が言いましたように、水害の避難は、垂直避難が基本的になりますから、河原町の公民館、とても難しいとなれば、文命中学校ですとか、そういった高いところ、あるいはおっしゃるとおり、合同庁舎ですとか、そういった垂直避難が基本だというのは、避難準備ですとか、避難勧告、避難指示の段階に応じて、それぞれそのときにアナウンスをして、避難をさせるという形になろうかと思います。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

できていないと思っていますので、そこら辺は今後の課題としてとっておきますよ。完璧なものはこういうものというのは、どこが切れるかによっても変わってくるので、なかなか限定するのが、逆にマイナスになる場合もあるときもあるので、あえてここでああだこうだということは避けたいと思うのですが、より安心・安全な避難行動の計画を自治会等に共助という言い方なのかどうなのか、投げかけてあげていただきたいと思います。この辺ぐらいでとどめていきたいと思うのですが。

今、部長答弁の中で、酒匂川の堤防については、どこが切れるか分からないと答弁を今、されましたけれども、これは実際、県がこの紙を出しているわけではないですか。赤く塗って、ここが氾濫、決壊するんじゃないかなという、氾濫して、家屋等が倒壊する重要な地点ではないかというシミュレーションを出していて、これは勝手に塗ったわけではないと思うのですよ。それなりの何かあって、県から出していると思うので、この想定区域図を配布されて、町、公の役目として、何を今までやってきたのかということをやっと問いかけたいと思います。これは県に要望をしたとか、町としてはこういうことをやったっていうのがあれば、ここで述べてもらえばいいと思うのですが、この図を出されたことによって、どういうアクションを町としてやったのか。これを町民にどう周知しながら、どういうまちづくりを掲げた中で予算編成、もしくは政策の決定をしたのか。この行動をやっと教えていただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

山田議員の御質問にお答えします。こちらの浸水想定区域図、こちらのほうをまず状況を、町民の皆様に、1000年に一度、1日当たり530ミリの大雨が降った場合にはこういったところが氾濫するという、酒匂川に関しての情報提供、まずはその情報を皆様にお知らせをさせていただいて、こういう状況があるということでまず第一段階になりますけど、そういった部分での情報を皆様にお知らせという部分で、まずさせていただいたというところはございます。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

補足をさせていただきますけども、今、課長から申しあげますとおり、酒匂川につきましては、現時点では、いわゆる１００年確率という形で、堤防自体は５０年確率で、三保ダムの洪水調整によってプラス５０年で１００年というような県の見解もございました。

ところが、その辺の確率については見直しをしていくと、昨今のあれですね。今回、１０００年確率とかという形ですけども、特に日本の場合、急流河川が多くて、確率論でいうと、非常に小さいのですよ。諸外国でいくと、１万年確率ですとか、５００年確率なんて普通にあるわけなんですけれども、そうなってくると、今現在の堤防自体が、これは町のレベルのというか、町の範疇ではなくなってくるのですけれども、堤防自体が今の計画断面でいいのかという議論も当然なってくるわけですので、そのところも、結論的にはっきりと、右か左か、黒か白かというのはお答えできたいのですが、町としては、一つは、周知はしましたけども、県がこういうのを出しましたよという周知はさせていただきましたけれども、あまり不安を煽るといって、そういった部分もございまして、では、みんな浸水してしまうのだから、堤防をすぐ直したらといっても、莫大な当然費用も掛かるでしょうから、その辺のところを見た中で、いわゆる減災という形の中で対応と。それと議員がおっしゃるとおり、まさに避難をセットとした減災ですよ。そういったものをまず、どういうふうにしていくかというところを考えていかなければいけないなとは思っております。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○２番（山田貴弘）

今、部長答弁の中で、堤防の強化についても予算が掛かる。そんな簡単にできるものとは自分も思っておりません。だから、今回の質問の中でも、右岸道路を提案した中で堤防の強化という、これもなかなか町でできるレベルではないので、自分が言いたいのは、言い続けることなんです。できなくてもいいんですよ。言い続けること。常に。例えば、町長が知事に会ったら、右岸道路をつくってくださいよ。堤防をちょっとつくってくださいよと、しつこいぐらいに言ってくださいよ。そういうのは言い続けることによって、それが実と思っているので、そこはできないと行政が言うのではなくて、要望をしつこいぐらい、嫌われるぐらいやっていただきたいと思います。

時間も残り少ないので、あまり県管轄の事業について、ああだこうだ言っていると時間がなくなるので。

それでは、町でできることは何かということをおっしゃりたいと思うのですけれども、開成町というのは、昭和４０年８月１１日、開成町全域を都市計画区域の指定をした中で網掛けをしてきました。これは皆様も分かっていると思います。この都市計画区域を指定した中で、区域区分というものを指定して、市街化区域、市街化調整区域というような中でまちづくりを進めてきたと思います。続いて地域地区制

度により、用途地域を市街化区域につけ、より質の高い住環境を整えるために用途地域を指定しているところなんです。用途地域は大きく分けると、住居系に7種類、商業系に2種類、工業系に3種類ということで、全部で12種類あります。開成町については、9種類の用途を定めているのですが、一番自分がこの都市計画区域の指定によって、今まで時代を築いてきて、外目では発展している町だとある意味、規制をかけて、よりよい住環境を整えているのだなと映るのですが、先程示した、想定区域図、河原町ということ述べさせてもらったのですが、その用途地域を調べると、準工業地域という用途になっております。これはマスタープランを見ていくと、町ははっきりと言っているのですよ。ここの部分は住工共存地と方針を示しているのです。リスクのあるところに、頑固な建物だったら流されるということはないですけども、通常の住環境を整備していくと、もし災害が起きた場合、迅速な対応が遅れてくるといふ部分では、住居系というのはどうなのかなという疑問が最近思ってきたのですよ。できれば、工業地域、もしくは工業専用地域、より規制がきつい用途にして、まちづくりの方向性を見出していけばいいのかなと思うのですが、そこら辺方針としてマスタープランで示しているので、住工共存地なのだよと言っているのは承知しているのですが、それに対しての、今後、まちづくりの方向性というのは、県が氾濫想定区域図というものを示した以上は、町としても考えなければいけないのかなと。

ここでこうだや、右だ、左だよという発言はもらいたいとは思いませんけども、方向性とすれば議論の余地があるのかなと。

要はこの間、何年か前に、7回の線引きが終わったと思うのですが、今後、8回の、あるいは5年に一遍ですよ。線引きがあると思って、そのときにあげていった中で、今後については、防災を意識した中でまちづくりをしていかなければ、震災が起きた時に困るのは我々なので、町民が困るので、そこら辺用途を含めた中で、検討の余地があるのではないかなと、今回、質問をする前にいろいろと調べていて感じたのですけれども、そこら辺、町として、手続的なものはあるのですが、どのように考えているか、答弁をいただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えをいたします。議員から、都市計画、まちづくりと都市防災という観点で御質問があったと思います。

今回、神奈川県が公表しました、洪水・浸水想定区域図につきましては、この中に市街化区域も含まれているということでございます。市街化区域につきましては、都市機能の誘導や整備を優先的に進めるというところでございます。こういったことから、都市計画上言いますと、災害へのリスクを考慮するというのは求められていると考えております。

この中で都市計画における都市防災の方針という関係でございますが、大規模災害から命を守ること、そして今回想定区域図というようなことも含めて、災害リ

スク情報ということによりましては、自助、共助の取り組みと連携して、防災と減災を意識したまちづくりを進めるというのが、今の方針でございます。

その中で、市街化区域の決定というところにつきましては、これは神奈川県のご決定によるところでございます。

また、一方で、酒匂川につきましては、2級河川ということで神奈川県が管理しておりまして、河川管理者というところで都市計画と河川管理という部分の中で、いろいろと状況がございます。

そのまた一方で、現状、既に土地利用が進んでいるということもございますので、議員の、今、お話がございましたけれども、区域、区分の見直し、いわゆる線引き、見直しという部分の機会を捉えて、今後、土地利用の方向性については、調整していくところがあるのかなと感じております。これにつきましては、今後の国、県の動向を確認しつつ、都市計画としてできることについて、研究、検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

副町長。

○副町長（小澤 均）

議員が御指摘されたことは、大変ごもっともなことだと思います。

開成町の部分についての線引きを行ったとか、全町的に都市計画区域を定めた時期ということからすると、既に50年近く経っているわけで、そういった都市計画を定めるときに、当然、町独自で定めるわけではなくて、県が決めるということなのですけれども、その前段では、国の土地利用の政策的な方向、例えば、国土利用計画ですとか、様々な高度成長を迎えるにあたって、市街地を増やしていこうと、人口も増えるからといったことの、国としての政策的な転換の中で、土地利用の方向性が定められて、それが県であったり、市町村であったり、そういったところに締め付けとは申しませんが、ある一定の方向性に従って都市計画を定めなさいといったことのお触れの中で定められてきたといったことがあります。

昨今、国土強靱化計画ですとか、そういった国の方向性も示されていますので、議員が御指摘のとおり、土地利用の考え方として、災害に強いまちづくり、そういったものを今後の都市計画の中で踏まえていくということは、ある種、当然なのかなと思います。

ただ、定めた都市計画の決定というものは、容易には変更ができません。例えば市街化区域でそこを住宅にしていますよということで、住居系の用途指定をしたエリアについて、一定の市場性も、不動産価値も出ているといったことからすれば、そういった土地の所有者の方に、どのような理解と情報提供をしながら、安全な場所に家を建てるといったことの仕向けをしていったらいいのかというのは、結構難しいところがあるのかなと思いますけれども。一方では、そういう市場性が低下してしまうといったこともあります。



以前、大雨が降って、広島山の麓が開発をされて、一斉に流されてしまったと。多くの人が亡くなったという事案がありましたけれど、ああいったものも、そういった無謀な土地利用を許容したために起きたといったことで承知はしておりますけれども、開成町は、御承知のとおり全町平らですから。平らの中でも酒匂川の氾濫に対応すべく、いわゆる安全な場所に住居地域を設けると、こういったことは、できれば今後の改めた土地計画を定めるとき、変更するとき、そういったものを踏まえて検討していくということが必要になるのかなと思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田議員、時間です。

○2番（山田貴弘）

終わりにします。

○議長（茅沼隆文）

町長の発言を許可します。簡潔にお願いいたします。町長。

○町長（府川裕一）

先程、災害に対しての、いろいろな観点から、都市計画まで含めて、いろいろな御提案をいただき、ありがとうございました。これは一番大事なのは、最初に言われたように、国の法律が変わって、難しい言葉の何とかという話ですけれども、町民の皆様には、やさしく、分かりやすく話をさせてもらわなければ。

町としては、どういう災害であろうとも、まず、人命が一人として亡くなってはいけないという認識の中で、様々どう対応していくか、ハードも、ソフトも含めて、やっていくのは一番大事だという認識を持っていますので、そういう意味で、町長になって、一番最初にやらせていただいたのは、災害に対する情報を、全町民の皆様に正しく伝わるということで防災無線、メール、TVKの文字放送、様々な分野で、町民の皆さんに意思が伝わるようにやってきました。

今、地震だけではなくて、今度、水害という、酒匂川という大きな課題が出ておりますので、これは個別にどこが切れる想定を含めながら、先程河原町の話がよく出ましたけれども、個別に、地域ごとにきめ細かく、いざ避難指示勧告が出たら、皆さんどこに逃げるのですかというのは、きめ細かくちゃんと対応しておかないと、いざというときできないということは困りますので、そういうのを含めて、これから30年度は、地震も含めて、水害対策に対しての個別の訓練も実施をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

これにて、山田議員の一般質問を終わりにいたします。